

船舶事故等調査報告書

平成24年6月28日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012神第10号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成24年1月8日（日） 11時45分ごろ	
発生場所	兵庫県たつの市室津漁港南方沖 たつの市所在の播磨室津港南防波堤灯台から真方位187° 2,550m 付近 (概位 北緯34° 44.7' 東経134° 29.8')	
事故等調査の経過	平成24年1月27日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 <sup>たか</sup> 高丸、1.1トン HG3-41843（漁船登録番号）、個人所有 B シーカヤック（船名なし）、長さ4.8m なし、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長A、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 操船者B、なし	
死傷者等	軽傷 1人（操船者B）	
損傷	A 右舷船首部外板に擦過傷 B 左舷中央部外板に擦過傷	
事故等の経過	A船は、船長Aほか2人が乗り組み、手動操舵により約11ノットの対地速力で南南西進中、B船は、操船者Bが1人で乗り時速2～3kmで南進中、平成24年1月8日11時45分ごろ、室津漁港南方沖において、A船の右舷船首部とB船の左舷中央部が衝突した。 船長Aは、右舷船首方の漁船に注意を向けて操船中、衝撃を感じてB船と衝突したことに気付いた。 操船者Bは、船首方を向いてパドリングしていたところ、衝突直前に船尾方に迫ったA船に気付いたが、どうすることもできずに衝突した。 操船者Bは、頭部打撲傷等を負った。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 1、視界 良好 海象：潮汐 高潮期	
その他の事項	操船者Bは、救命胴衣を着用していた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	A あり、B なし A なし、B なし A なし、B なし A船は、室津漁港南方沖を南南西進中、船長Aが、右舷船首方の漁船に注意を向け、適切な見張りを行っていなかったことから、B船に気付かずに航行したものと考えられる。 B船は、室津漁港南方沖を南進中、操船者Bが、衝突直前にA船に気付いたが、何等の

		対応をとることができず、A船と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、室津漁港南方沖において、A船が南南西進中、B船が南進中、船長Aが適切な見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。	
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・一方向に注意を向けるだけでなく、周囲の適切な見張りを行うこと。	